

第1条 本大学院の各研究科に特別研究員を置くことができる。

2 特別研究員は、各研究科博士課程修了者(課程博士学位取得者)とする。ただし、本務校又は本務とすべき研究機関を持たないこととする。

第2条 特別研究員は、各研究科の専攻のいずれかに属し研究に従事するものとする。

第3条 特別研究員は、本人の申請により各研究科委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

2 特別研究員になることを希望する者は、所定の期日までに指導教員の推薦を経て学長に次の書類を提出するものとする。

- (1) 申請書
- (2) 履歴書
- (3) 研究業績書
- (4) 研究計画書

第4条 特別研究員の期間は、博士課程修了の翌年度から3年以内とする。ただし、1年ごとの更新とし第5条に定める研究報告書の提出を更新の条件とする。

第5条 特別研究員は、当該年度終了までに研究報告書を学長に提出するものとする。

第6条 特別研究員は、大学院特定課題研究等、本学における研究プロジェクトに参加することができる。

2 特別研究員は、大学院紀要に執筆することができる。

第7条 特別研究員には、その研究活動を支援するために、研究費を助成することができる。

2 研究費の助成条件等については、別に定める。

第8条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 特別研究員の支援に関する規程(平成24年10月24日制定)は、これを廃止する。ただし、同規程第8条第2項の報告書については、なお従前の例による。